

平成15年度第1回臥竜山麓自然再生事業検討協議会議事録

- 1 日 時 (1) 会 議 平成15年7月11日(金) 10:30~12:15
(2) 現地調査 平成15年7月11日(金) 13:15~15:00
- 2 場 所 (1) 会 議 山県郡芸北町川小田 芸北町民文化ホール1階 第1研修室
(2) 現地調査 山県郡芸北町東八幡原 西中国山地国定公園「臥竜山麓八幡原公園」等
- 3 出席委員 (1) 会 議 委員総数8名中8名出席(別紙委員名簿のとおり)
(2) 現地調査 委員総数8名中6名出席(中越委員及び岡本委員欠席)
- 4 議 題 (1) 協議事項
ア 協議会規約(案)について
イ 協議会会長及び副会長の選出について
(2) 説明事項
ア 自然再生事業について
イ 附属機関等の会議の公開について
(3) 協議事項
ア 臥竜山麓自然再生推進計画調査業務調査内容(案)について
イ 臥竜山麓自然再生事業スケジュール(案)について
ウ ワーキングスタッフ(規約第4条第7項)について
エ その他(会議の公開の方法又は会議を非公開とすることの決定等)
- 5 担当部署 広島県環境生活部環境局環境創造総室自然環境保全室自然公園整備グループ
電話:(082)513-2932(ダイヤルイン)
広島県芸北地域事務所農林局林務第一課自然保護係(事務局)
電話:(082)814-3181(内線445~447)
- 6 会議の内容
自然環境保全室長あいさつ
委員紹介
議題
(1) 協議事項
ア 協議会規約(案)について(資料1)
「協議会規約(案)」について協議し,了承された。

イ 協議会会長及び副会長の選出について（資料１）

委員の互選により，中越信和委員が会長に，岡本進委員が副会長にそれぞれ選出された。

（２）説明事項

ア 自然再生事業について（資料２及び資料３）

自然再生推進法の概要（会議の公開・非公開を含む。）といった自然再生推進の実施に係る重要事項について，説明した。

イ 附属機関等の会議の公開について（資料４）

本協議会が「知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則」の適用対象となるため，第２回目以降の会議については，合理的な理由がある場合を除き，原則公開が要請されることなどについて，説明した。

会議の公開の方法又は会議を非公開とするこの決定については，（３）協議事項エーにおいて別に協議。

（３）協議事項

ア 臥竜山麓自然再生推進計画調査業務調査内容（案）について（資料５）

イ 臥竜山麓自然再生事業スケジュール（案）について（資料５）

「臥竜山麓自然再生推進計画調査業務特記仕様書（案）」について協議し，委員から次の指摘事項の（案）への反映を条件として，了承された。

【指摘事項等】

一 文献（ . 調査業務 ３．基礎調査）について

「高原の自然史」（芸北町教育委員会発行）は参考文献として加えること。

二 植物相調査（ . 調査業務 ４．現状調査 ）について

「確認種の標本作製及び保管，写真撮影を行う。」について，標本は芸北町の「高原の自然館」という施設への保存を前提に蓄積することについて検討すること。

三 水文（すいもん）調査（ . 調査業務 ４．現状調査 ）について

「計５箇所に観測井を設置」について，より広い範囲を見るための安価な調査方法があるので，検討すること。

四 比較対照地調査（ . 調査業務 ５）について

県立もみのき森林公園（廿日市市吉和）の中に，湿原を再生している場所（もみのき湿原）があり，ひろしま緑づくりインフォメーションセンター（略称ＧＩＣ）というＮＰＯ（非営利団体）が活動しているので，その団体と連携をとり調査することを検討すること。（もみのき湿原の状況は八幡原湿原の予測をするうえで有用である。）

五 報告書作成（調査業務 7）について

写真は予算の範囲内で最低限度掲載し、掲載できなかった写真は、県や町のホームページ上に掲載し、幅広く事業を知ってもらうよう検討すること。

ウ ワーキングスタッフ（協議会規約第4条第7項）について（資料1）

ワーキングスタッフについては、当面、委員以外にもできるだけ広く意見を聴くこと及び事務局の補佐が主な役割であること、委員の関係する諸団体から1～2名程度、ワーキングスタッフとして募集することなどについて協議し、了承された。

エ その他

その他、次の事項について協議し、了承された。

一 会議の公開（資料2及び資料4）

次回からの会議に係る会議の公開の方法又は会議を非公開とすることの決定については、傍聴及び議事録の閲覧により原則公開（一部非公開）とすること。一部非公開とする理由は、希少種の保護上又は個人情報保護上の支障がある等、公開した場合、会議の公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがある場合が想定されるため。

二 調査区域の見直し等について（資料5 図面）

今後の調査の中で、予算の範囲内で、周辺区域を事業区域、調査区域に取りこむという可能性を排除しないこと。

三 「順応的な実施」等について（資料2 8ページ）

自然再生事業は、自然の力で防災上問題ないということを確認しつつ、自然に戻していくという性格上、順応的な実施という対応が求められること。（例えば、工事をするときそこにあった生き物をどこかで保存・保全しておく必要がありうること。）

四 地形改変の事実確認について（資料5 図面）

調査区域周辺がかつて牧場であったことに関連し、牧場造成当時、土量を大量に動かした事実の有無等、地形改変について確認すること。

五 他の公共工事との調整について（資料5 図面）

他の公共工事が調査区域又はその周辺で実施される場合、十分調整を図ること。

7 会議資料

次第

資料1 臥竜山麓自然再生事業検討協議会規約（案）

資料2 自然再生推進法のあらまし（冊子）

資料3 平成15年度環境省自然再生事業実施箇所

資料4 附属機関等の会議の公開

資料5 臥竜山麓自然再生推進計画調査業務特記仕様書（案）

別紙

臥竜山麓自然再生事業検討協議会

委員名簿（敬称略）

分野	氏名	所属職名等
専門家(植物)	中越 信和	広島大学教授
専門家(動物)	水田 國康	広島虫の会会長，元県立大学教授
NPO	近藤 紘史	西中国山地自然史研究会会長
地元住民代表	河野 政邦	地元総代会会長
芸北町	岡本 進	助役
広島県	有田 正希	芸北地域事務所農林局長
	池田 作太郎	県立林業技術センター森林環境部長
	小松 光二郎	自然環境保全室長